

令和2年3月23日

島原市監査委員公表第2号

島原市監査委員 徳永 清己

島原市監査委員 本多 秀樹

定期監査結果に対する措置状況の公表について

地方自治法第199条第12項の規定により、島原市長から定期監査の結果に基づく措置の通知がなされたので、同項の規定により、別紙のとおり公表します。

31島総第171号  
令和2年3月10日

島原市監査委員 徳永 清己 様

島原市監査委員 本多 秀樹 様

島原市長 古川 隆三郎



定期監査結果に基づき講じた措置について

みだしのことについて、定期監査での指摘事項に対して措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり通知いたします。

## 定期監査の結果に基づく対応状況

### 1 債権管理業務について

画一化的な債権管理を行うことにより市全体の債権管理機能の強化を図ることを目的として、まずは、平成29年11月から12月にかけて全庁的な研修を開催し、現在の債権管理の問題点や債権管理の必要性について共通認識を深めた。

次に平成30年9月に各課における未収金の取扱について調査を行い、事務処理上の問題点等を取りまとめた。

上記調査結果を踏まえ、市の債権管理業務を行うための指針として、島原市債権管理規則を平成31年4月1日に制定し、併せて実務上の取扱について示した債権管理規則解説を各課へ配布した。また、同規則及び債権管理事務の取扱について同年7月から8月にかけて全庁的な研修を開催し、滞納が発生した初期段階における対応などの債権管理事務についての理解を深めたところである。

### 2 補助金事務について

平成28年5月に各課庶務担当者を対象とする財務研修会において補助金交付に係る事務の留意事項（補助金の位置づけ、要綱の策定、審査及び補助金の支出）について説明を行った。併せて、同年9月28日付けで総務課長及び会計課長名で当該留意事項について文書で周知を行った。また、補助金等交付規則についての解説、補助金事務の全庁的なマニュアルとなる、「補助金等交付規則の適正な執行について」を策定し、令和2年1月28日付けで各課へ配布した。

当該マニュアルは、補助金に係る業務の簡明化・効率化を図るうえで、補助交付等に係る指針として策定したものであり、補助事業の履行確認の留意事項や補助事業の効果検証の必要性についても記載したところである。